

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成27年7月22日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 5件

厚生年金保険関係 5件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1500067号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第1500033号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和47年5月23日から同年6月5日に訂正し、同年5月の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

昭和47年5月23日から同年6月5日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和47年5月23日から同年6月5日まで

私は、昭和47年4月1日にA社に入社し、実習を経た後、配属先のA社B事業場へ異動したが、厚生年金保険の記録では、請求期間が被保険者期間となっていない。請求期間については、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者の人事略歴、雇用保険の被保険者記録及びC健康保険組合の記録により、請求者が請求期間においてA社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、D企業年金基金の記録では、A社において昭和47年6月5日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同日にA社B事業場で被保険者資格を取得していることが確認できる上、同基金は、「厚生年金保険と厚生年金基金は複写式の届出様式であった。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、請求者が昭和47年6月5日にA社において厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所(当時)に対し行ったことが認められる。

なお、請求期間の標準報酬月額については、D企業年金基金の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1500101号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第1500034号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金被保険者資格の喪失年月日を、平成13年11月30日から同年12月1日に訂正し、同年11月の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

平成13年11月30日から同年12月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成13年11月30日から同年12月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、請求者のA社における平成13年11月の標準報酬月額を、24万円に訂正することが必要である。平成13年11月の標準報酬月額(厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎になる記録として訂正する標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

さらに、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成13年12月27日から平成13年12月1日に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成13年11月30日から同年12月27日まで

厚生年金保険の記録では、平成13年11月30日にA社での資格を喪失し、同年12月27日にB社での資格を取得したとの記録になっており、しかもこの間の厚生年金保険被保険者記録がない。

請求期間においても、A社又はB社に従前と同様に勤務していたので、請求期間を厚生年金保険被保険者記録として年金額に反映させるとともに、事実即した記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間のうち、平成13年11月30日から同年12月1日までの期間については、請求者が所持する平成13年12月分の給与支給明細書及び事業主の陳述により、請求者は、平成13年11月30日までA社に勤務していたことが確認できる。

そして、請求者の所持する平成13年12月分の給与支給明細書及び事業主の陳述により、請求者は、平成13年11月に係る厚生年金保険料を事業主から控除されていたことが認められる。

また、請求期間における平成13年11月の標準報酬月額については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主から届出されるべき報酬月額が確認できる場合は、当該報酬月額に基づく標準報酬月額と

事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額のうちいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、請求者のA社における平成13年11月の標準報酬月額については、平成13年12月分の給与支給明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から22万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の平成13年11月に係る厚生年金保険料を納付していたか否かは不明と陳述している一方、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出したことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求者が所持する平成13年4月分から平成13年12月分までの給与支給明細書によると、請求者の事業主から届出されるべき平成13年11月に係る標準報酬月額は24万円であることが確認できる。

このことから、請求者のA社における平成13年11月の標準報酬月額については、24万円に訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の標準報酬月額（厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として訂正する記録を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

また、請求期間のうち、平成13年12月1日から同年12月27日までの期間については、請求者が所持する給与支給明細書及び事業主の陳述により、請求者は、平成13年12月3日からB社に勤務していることが確認できる上、i) 事業主は、平成13年12月1日から請求者と事実上の使用関係があったことを陳述していること、ii) 請求期間当時、B社は法人の事業所であったことから、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を同年12月1日に訂正する必要がある。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1500069号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第1500035号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和63年8月1日から同年7月18日に訂正し、昭和63年7月の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

昭和63年7月18日から同年8月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和63年7月18日から同年8月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和63年7月18日から同年8月1日まで

私は、昭和63年4月1日にB社に入社し、同年7月18日にA社へ出向となったが、厚生年金保険の記録では、請求期間が被保険者期間となっていない。請求期間については、A社に継続して勤務し、給与から厚生年金保険料も控除されていたと思うので、厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社が保管している請求者の人事記録、雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の回答から判断すると、請求者が請求期間において、訂正請求に係るグループ会社に継続して勤務し(昭和63年7月18日にB社からA社に出向)、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和63年7月の標準報酬月額については、請求者のA社における昭和63年8月の厚生年金保険の記録及びC企業年金基金記録から、19万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、昭和63年7月18日から同年8月1日までの期間に係る請求者の届出や保険料納付について、回答が得られないが、C企業年金基金における請求者のA社での資格取得日が社会保険事務所(当時)における資格取得日と同日となっており、社会保険事務所及び厚生年金基金の双方が誤って同じ資格取得日を記録したとは考え難いことから、事業主が昭和63年8月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は請求者に係る同年7月の保険料についての納入告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1500076号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第1500037号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を、平成17年12月16日は22万円、平成18年7月14日は28万円、平成18年12月15日は26万3,000円、平成19年7月13日は22万8,000円、平成19年12月14日は23万円に訂正することが必要である。

これら訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者の上記期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成17年12月16日
② 平成18年7月14日
③ 平成18年12月15日
④ 平成19年7月13日
⑤ 平成19年12月14日

A社において、請求期間に賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、請求期間の標準賞与額の記録が無い。標準賞与額を記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された預金通帳(写し)、請求者の同僚の請求期間①から⑤までに係る賞与明細書(写し)及びA社の元役員の回答から、請求者は、請求期間①に22万円、請求期間②に28万円、請求期間③に26万3,000円、請求期間④に22万8,000円、請求期間⑤に23万円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、元役員は、請求期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1500011号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第1500038号

第1 結論

請求者のA社における平成15年7月25日の標準賞与額を53万3,000円に訂正することが必要である。平成15年7月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成15年7月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

また、請求者のA社における平成23年12月25日の標準賞与額を42万2,000円に訂正することが必要である。平成23年12月25日の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成23年12月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していない認められる。

さらに、請求者のA社における標準賞与額を、平成23年12月25日は44万円に訂正することが必要である。

平成23年12月25日の標準賞与額(厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎になる記録として訂正する標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成15年7月25日
② 平成23年12月25日

私の年金記録を確認したところ、A社に勤務している期間のうち、請求期間に支給された賞与に係る記録が無い。

請求期間①については、資料は無いが、厚生年金保険料が控除されていたことを記憶している。当該期間について、年金額に反映するよう標準賞与額の記録を訂正してほしい。

請求期間②については、賞与明細書を所持しており、厚生年金保険料が控除されている。当該期間について、年金額に反映するよう標準賞与額の記録を訂正してほしい。また、年金額に反映しなくても事実即した標準賞与額に訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者は、「当時、1回の支払金額は53万3,000円であった。請求

期間①の賞与額は53万3,000円であった。」と主張しているところ、請求者の住所を管轄する区から提出のあった「平成16年度市民税・県民税課税（非課税）証明書（平成15年所得分）」に記載されている給与支払金額は、請求者のオンライン記録等から推計される給与支払金額に、その主張する賞与額（53万3,000円）を加えた額と近似値になる上、オンライン記録によると、請求期間①の直近の平成15年12月に係る標準賞与額は53万3,000円であることが確認できる。

また、A社は、「当時、請求者の給与は年俸制であったと聞いている。年14回の支払で12回の給与と2回の賞与で支払われていたと思う。当時、請求者に平成15年夏期賞与の支払があり、厚生年金保険料を控除していたと思う。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間①において、賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求者の請求期間①に係る標準賞与額については、平成16年度市民税・県民税課税（非課税）証明書、直近の標準賞与額及び前後のオンライン記録から53万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答としているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでない」と判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

2 請求期間②について、請求者が所持する賞与明細書及びA社から提出された平成23年12月分賞与に係る支給控除項目一覧表から、請求者は、当該期間において賞与額（44万円）の支払を受け、賞与額に基づく標準賞与額（44万円）より低い標準賞与額（42万2,000円）に見合う厚生年金保険料（3万4,549円）を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間②の標準賞与額については、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、請求者の当該期間に係る標準賞与額については、上記の賞与明細書及び支給控除項目一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、42万2,000円とすることが必要である。

なお、請求者の請求期間②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付していないと回答していることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

3 請求期間②について、上記の賞与明細書及び支給控除項目一覧表の基本賞与欄には44万円と記載されていることが確認できることから、請求者のA社における平成23年12月25日の標準賞与額を44万円に訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の標準賞与額（厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として訂正する記録を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1500099号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第1500036号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社、B社及びC社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和51年9月26日から昭和52年10月1日まで
② 昭和54年1月31日から昭和57年頃まで

昭和51年9月26日から昭和52年10月1日まで、D市に所在していたA社に勤務し、昭和54年1月31日から昭和57年頃までE市に所在していたB社及びC社のいずれかに勤務していた。いずれも、F資格を持ち営業職として勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録では、請求期間が被保険者期間となっていない。

請求期間について厚生年金保険被保険者資格の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者は、A社に勤務していたとして、厚生年金保険被保険者記録の訂正を求めている。

しかしながら、オンライン記録及び事業所名簿検索システムによると、A社が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない上、代表取締役の連絡先が不明であることから、請求者の勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について確認できない。

また、請求者は、当該期間当時の同僚について記憶しているが、姓のみであり、当該同僚の本人特定ができず、照会が行えないことから、請求者の勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について確認できない。

請求期間②について、請求者は、B社又はC社に勤務していたとして、厚生年金保険被保険者記録の訂正を求めている。

しかしながら、オンライン記録によると、B社は、昭和56年1月1日に厚生年金保険の適用事業所になり、昭和56年10月21日に適用事業所ではなくなっている上、C社は、昭和56年1月1日に厚生年金保険の適用事業所になっていることから、いずれの事業所についても、請求期間②のうち一部の期間は、厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、オンライン記録によると、B社及びC社の事業主は、既に死亡していることが確認できる上、連絡先が判明した一名の役員に照会をしたが、回答を得られなかったことから、請求者の勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について確認できない。

さらに、オンライン記録において、請求期間当時、B社又はC社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる18名の同僚のうち、連絡先が判明した8名に照会したが、回答のあった6名全員が「請求者を知らない。」と回答していることから、請求者の勤務実態及び厚生年

金保険料の控除等について確認できない上、当該回答を得た6名の同僚のうち1名は、「私は、昭和55年夏頃にC社に入社したが、事業所が厚生年金保険の適用事業所になるまでの期間において、厚生年金保険料は控除されていなかった。」と陳述している。

加えて、オンライン記録において、B社及びC社の被保険者の中に請求者の氏名は確認できず、当該事業所における被保険者整理番号に欠番は無い。

このほか、請求者のA社、B社及びC社に係る雇用保険の加入記録は確認できない上、請求者の請求期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1500028号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第1500039号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和50年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成7年7月21日から平成8年8月1日まで

私は、平成7年6月から平成8年7月末までA社に正社員として勤務していた。しかし、厚生年金保険の記録では、平成7年6月1日から同年7月21日までの1か月間しか被保険者記録が無い。同社を退職したのは平成8年7月末であることから、平成8年8月1日を資格喪失日として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社は既に解散しており、同社の元代表取締役は請求者に係る照会に対して、「請求期間の資料を保管しておらず、分からない。」と回答しており、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、請求者の上司及び同僚は、請求者を記憶しているものの、請求者の在籍期間までは明確に記憶していないことから、請求者の請求期間における勤務実態について確認することができない。

さらに、請求者は、請求期間に給与から控除される厚生年金保険料についての記憶が明確でなく、当該期間の厚生年金保険の加入についても、「厚生年金保険又は国民年金に加入していた。」と陳述している上、請求期間に国民健康保険に加入していたことが、請求期間当時居住していた市の回答により確認できる。

加えて、請求者のA社に係る雇用保険の記録により、離職日が平成7年7月20日であることが確認でき、厚生年金保険の被保険者資格の喪失日(平成7年7月21日)と符合している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。